

議長の任期（継続協議）	} （追加資料（議選の監査委員の任期））
常任委員会等の委員の任期（継続協議）	
議員定数と報酬に対する意識改革	

【現行制度等】

（議選の監査委員の任期）

委員会及び委員の設置・委員の兼業禁止等 （地方自治法第180条の5）	第百八十条の五 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。 一 教育委員会 二 選挙管理委員会 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会 四 監査委員 ②～⑧ （略）
監査委員の設置及び定数 （地方自治法第195条）	第百九十五条 普通地方公共団体に監査委員を置く。 ② 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては四人とし、その他の市及び町村にあつては二人とする。ただし、条例でその定数を増加することができる。
監査委員の選任及び兼職禁止 （地方自治法第196条）	第百九十六条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県及び前条第二項の政令で定める市にあつては二人又は一人、その他の市及び町村にあつては一人とするものとする。 ② 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が二人以上である普通地方公共団体にあつては、少なくともその数から一を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかつた者でなければならない。 ③ 監査委員は、地方公共団体の常勤の職員及び短時間勤務職員と兼ねることができない。 ④ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、これを常勤とすることができる。 ⑤ 都道府県及び政令で定める市にあつては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。

監査委員の任期 (地方自治法第197条)	第百九十七条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては四年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
-------------------------	---

●監査の範囲・権限等

- 監査委員は、以下の監査等を行う。
- 監査のため必要があると認めるときは、関係人への調査・出頭要請・帳簿等の提出要請、学識経験者からの意見聴取が可能（地方自治法第199条第8項）

監査委員が必ず行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（年1回以上）（定期監査）（地方自治法第199条第1項・第4項）
- ・ 決算審査（地方自治法第233条第2項）
- ・ 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）
- ・ 基金の運用状況の審査（地方自治法第241条第5項）
- ・ 健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項・第21条第1項）

監査委員が任意に、又は長等の請求により行う監査等

- ・ 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査（必要がある場合）（随時監査）（地方自治法第199条第1項・第5項）
- ・ 地方公共団体の事務の執行に係る監査（必要がある場合）（行政監査）（地方自治法第199条第2項）
- ・ 財政援助団体等の監査（必要がある場合又は長の請求）（地方自治法第199条第7項）
- ・ 指定金融機関等の監査（長・公営企業管理者からの請求）（地方自治法第235条の2第2項、地方公営企業法第27条の2第1項）
- ・ 事務監査請求による監査（住民・議会・長からの請求）（地方自治法第75条・第98条・第199条第6項）
- ・ 住民監査請求による監査（住民からの請求）（地方自治法第242条）
- ・ 職員による現金・物品等の損害事実の有無の監査等（長からの請求）（地方自治法第243条の2第3項）

（地方行財政検討会議資料（総務省HP）をもとに作成）

●監査機能の充実・強化

- 今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第2 監査機能の充実・強化

地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性のあるものとしていくためには、地方公共団体自らのチェック機能を高めていくことが重要であり、地方分権が推進されている中、地方公共団体における監査機能の果たす役割はさらに増大している。

1 監査委員制度の充実・強化

(1) 監査委員の選任方法と構成

監査委員の独立性を強化し、適正な監査を確保する観点から、監査委員の選任方法や構成について、以下のような検討を行った。

現行制度においては、監査委員の選任方法は、長が議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから選任することとされており、また、監査委員の構成は、当該地方公共団体の常勤職員であった者は1人以内、議員のうちから選任される者は2人以内とされている。

この点について、監査を受ける立場である長が監査委員を選任しているため、監査委員の独立性が十分に確保されていないのではないかといった指摘がある。

また、議員のうちから選任されるいわゆる議選委員については、短期で交代する例が多いことや、当該地方公共団体の内部にある者であり、その監査が形式的になりがちではないかとの指摘がある。

このため、監査委員の選任方法を議会の選挙によることに改め、長からの監査委員の独立性を確保することが適当であるとの意見があった。さらに、議会の選挙の際の候補者の選考方法についても、地方公共団体の判断で公募ができるようにするなど選択の余地を設けるようにすべきとの意見があった。

また、その際には、長とともに議会も監査委員の監査の対象となっており、監査委員は、長からだけでなく議会からも独立した存在とする必要があることから、議選監査委員を廃止し、議会は当該地方公共団体の行政全般にわたって幅広い見地から執行機関をチェックするという本来の機能を果たしていくべきとの意見が多く見られた。

これに対し、特に議選委員の廃止について、適任者を選任するという観点から議員を含めて監査委員としての適性を判断したうえで選任すべきという意見や、執行機関を監視するという議会の役割にかんがみると議選委員は維持されるべきとの意見、また、監査委員の選任を議会の選挙とすることについては、慎重に検討すべきとの意見もあり、賛否両論があったところである。

さらに、議選委員を廃止しないのであれば、監査委員の構成について、現在、都道府県及び政令に定める市における議選委員は2人以内とされているが、これを1人以内とすべきという意見や、公選による監査委員の選出を可能とすべきとの意見があったところである。

現行制度の下においても、議選監査委員が2人以内とされている団体において議選委員を1人とすることや、条例により識見を有する委員を増やすなどの取組が行われているところであり、制度の範囲内においても、専門性を強化する観点から地域の実情に応じた取組が行われることが期待される。

○地方自治法抜本改正についての考え方（平成22年）（総務省・平成23年1月26日）

8. 監査制度・財務会計制度の見直し

(2) 監査制度の見直し

② 見直しの考え方 ～ 廃止を含め、ゼロベースで～

（内部の監査のあり方と内部統制体制の整備）

- また、議員のうちから監査委員の一部を選任する現行制度は、議会による執行機関に対する監視機能の一部という側面もある。地方公共団体の監査機能は議会による執行機関の監視機能と峻別した上で制度設計するべきであるという意見、また、現行の制度に意義があるとする意見もある。

（監査を担う人材の確保）

- 地方公共団体の監査機能を適切に発揮するためには、監査主体のあり方とともに、監査を担う人材の確保が重要な課題である。地方公共団体の外部の監査を担う主体は、監査証拠を収集し、監査調書を体系的に作成した上で、意見を表明するための合理的な基礎を形成するという組織的な監査手法等に関する専門的な知識と、行財政制度、特に財務会計制度について必要な知識の両者を備えた人材から構成される組織が前提となる。
- そのような人材を確保するために地方公共団体の監査に必要な専門的な知識に着目して全国的に通用する資格制度を設けることのほか、複数の地方公共団体が共同して設立した機関に人材を集約する制度についても検討する必要がある。また、専門性の要請は、地方公共団体の内部の監査を担う主体、また、これを補助する職員に対しても同様であり、併せて検討することが必要である。

（議員定数と報酬に対する意識改革）

公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障 （日本国憲法第15条）	第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。 ② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。 ③・④ （略）
地方公共団体の機関 （日本国憲法第93条）	第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 ② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。
議会の解散の請求とその処置 （地方自治法第76条）	第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対

	し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。 ② (略) ③ 第一項の請求があつたとき、委員会は、これを選挙人の投票に付さなければならない。 ④ (略)
請求に基づく議会の解散 (地方自治法第78条)	第七十八条 普通地方公共団体の議会は、第七十六条第三項の規定による解散の投票において過半数の同意があつたときは、解散するものとする。
議員の解職の請求とその 処置 (地方自治法第80条)	第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。 ② (略) ③ 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。この場合において選挙区がないときは、すべての選挙人の投票に付さなければならない。 ④ (略)
請求に基づく議員又は長の失職 (地方自治法第83条)	第八十三条 普通地方公共団体の議会の議員又は長は、第八十条第三項又は第八十一条第二項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。
議会の設置 (地方自治法第89条)	第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く。
市町村議会の議員の定数 (地方自治法第91条)	第九十一条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。 ② 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。 一 人口二千未満の町村 十二人 二 人口二千以上五千未満の町村 十四人

	三 人口五千以上一万未満の町村 十八人 四 人口一万以上二万未満の町村 二十二人 五 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 二十六人 六 人口五万以上十万未満の市 三十人 七 人口十万以上二十万未満の市 三十四人 八 人口二十万以上三十万未満の市 三十八人 九 人口三十万以上五十万未満の市 四十六人 十 人口五十万以上九十万未満の市 五十六人 十一 人口九十万以上の市 人口五十万を超える数が四十万を増すごとに八人を五十六人に加えた数（その数が九十六人を超える場合にあっては、九十六人） ③ 第一項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を越えることとなつた市町村においては、その越えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。 ④ 第一項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。 ⑤ 第七条第一項又は第三項の規定による処分により、著しく人口の増減があつた市町村においては、前二項の規定にかかわらず、議員の任期中においても、議員の定数を増減することができる。 ⑥ 前項の規定により議員の任期中にその定数を減少した場合において当該市町村の議会の議員の職に在る者の数がその減少した定数を越えているときは、当該議員の任期中は、その数を以て定数とする。但し、議員に欠員を生じたときは、これに応じて、その定数は、当該定数に至るまで減少するものとする。 ⑦ 第七条第一項又は第三項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。 ⑧ 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。
--	--

	⑨ 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第一項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。 ⑩ 第七項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。
議員の兼職の禁止 (地方自治法第92条)	第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。 ② 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。
関係私企業の就職の制限 (地方自治法第92条の2)	第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。
議員の任期 (地方自治法第93条)	第九十三条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、四年とする。 ② (略)
調査・出頭証言及び記録の提出請求並びに政務調査費等 (地方自治法第100条)	第百条 (略) ②～⑪ (略) ⑫ 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。 ⑬ (略) ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 ⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 ⑯～⑰ (略)
議員報酬、費用弁償及び期末手当 (地方自治法第203条)	第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。 ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費

	用の弁償を受けることができる。 ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。 ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。
給与その他の給付 (地方自治法第204条の2)	第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の職員及び前条第一項の職員に支給することができない。

※ 議員定数の法定上限の撤廃などを改正内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」(平成22年3月29日国会提出)が継続審議中となっている。

●議会に求められる役割

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申(第28次地方制度調査会・平成17年12月9日)

第2 議会のあり方

1 議会に対する期待と評価

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。

また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方分権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

地方公共団体の自己決定権の拡大に伴い、団体意思の決定を行う前提として、議事機関である議会の政策形成機能の充実が求められているほか、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の役割が拡大し、また住民への説明責任を果たすことがますます重要となっていることから、執行機関に対する監視機能についても、その一層の充実強化が必要と考えられる。

他方、議会の現状については、民意の反映の側面からは、議員構成が多様な民意を反映するものとなっていない、住民参加の取組が遅れているといった指摘、また監視機能の側面からは、行政改革や公金支出への監視が十分でないなどの指摘のほか、議員定数が多すぎる、報酬が高すぎる、透明性が低いなどの指摘もある。

その一方で、休日、夜間の議会開催やインターネットの利用などにより積極的に議会の審議の公開や広報活動を行う、あるいは住民との意思疎通を図る取組を行う、条例案等の議員提出を積極的に行うなど、新しい時代の議会に期待される機能を発揮すべく、さまざまな積極的取組を行って議会改革に取り組んでいる議会も見られる。また、議員定数、報酬についても自主的に抑制を行っている議会も多くなっている。

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(1) 具体的方策の検討の観点

議会のあり方については、このような議会の現状についての住民等の声や、先進的な議会改革の取組事例を勘案しながら、先に述べた議会における利害調整機能、議事機関としての政策形成機能、監視機関としての機能の充実が図られるよう、その見直しを検討すべき時期に来ている。

また、議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることとし、その組織及び運営についてはできるだけ議会の自主性・自律性にゆだねる方向で見直すことが必要であると考えられる。

このほか、それぞれの議会において、改革に取り組んでいる先進的な取組を参考にしつつ、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(1) 議員の役割等

議員の主な役割は、住民の意思を把握し、これを議会における審議・討論を通じて適切な形で地歩公共団体の運営に反映させることである。個別の利益の実現を図るため、行政に不当に介入し、その公正な執行を歪めるような議員の活動が見られるとすれば、住民の地方議会及び議員に対する信頼を著しく損なうものであって、このような活動を厳に慎むべきことはいうまでもない。

なお、議員の活動に対しては、諸外国や戦前の地方議会に見られるように実費のみ支給し、原則として無報酬であるべきとの意見がある一方、現在我が国の地方議会が有する権能、求められる役割の大きさ等からすると、一定水準の議員報酬は保障されるべきとの意見もあったところである。

●議員の位置付け

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

⑤ 議員の位置付けと定数

議員について、常勤・非常勤という職の区分とは別に、「公選職」という新しい概念を設け位置づけの変更を行うべきであるという意見があるが、この点については、「公選職」にどのような法的効果を持たせるのか、政治活動と公務の関係をどのように考えるのか、などの論点があり、引き続き検討する必要がある。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

3 議会の議員に求められる役割等

議会の機能の充実・強化に伴い、議会の議員が果たすべき役割はますます重要なものとなっている。

議会が多様な民意を集約し、団体意思を決定していくためには、地方公共団体の住民の多種多様な層から議員が選出され、議会を構成することが重要である。このことは今後一層議会に求められる専門性を強化することにもつながるものと考えられる。

(3) 議員の位置付け

議員の活動は、議会における審議・討論にとどまるものではなく、政策形成のための調査研究活動や住民の意思を把握するための諸活動等、広範にわたることから、議員の位置付けやその職責・職務を法制化すべきであるとの意見がある。

この点については、今後の地方分権の進展や議会機能の充実・強化に伴う議員の活動の実態を踏まえ、政治活動と公務との関係、議員の活動についての住民への説明責任のあり方、職責・職務の法制化に伴う法的効果等を勘案しつつ、引き続き検討することが必要である。

●議会活動の範囲の明確化

平成20年の地方自治法の改正において、各派代表者会議、全員協議会等議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開催されている実態を踏まえ、議会活動の範囲を明確にするため、議会は、会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場」を設けることができるとされた。

伊勢市議会においては、次のとおり設置している。

名称	協議又は調整を行う事項	構成員	招集権者
全員協議会	1 議案の審査に関する事項	全議員	議長
	2 議会の運営に関する事項		
総務政策委員	1 総務政策委員会の所管に属する議案	総務政策委員	総務政策委員

協議会	の審査に関する事項 2 総務政策委員会の運営に関する事項	会委員	会委員長
教育民生委員 協議会	1 教育民生委員会の所管に属する議案 の審査に関する事項 2 教育民生委員会の運営に関する事項	教育民生委員 会委員	教育民生委員 会委員長
産業建設委員 協議会	1 産業建設委員会の所管に属する議案 の審査に関する事項 2 産業建設委員会の運営に関する事項	産業建設委員 会委員	産業建設委員 会委員長

●議会活動の透明性

○地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申（第28次地方制度調査会・平成17年12月9日）

第2 議会のあり方

2 議会のあり方の見直しに係る具体的方策の検討

(2) 具体的方策

④ 議会の運営

ア 住民と議会との意思疎通の充実

民意を直接聴取し、議会を活性化する手段として公聴会、参考人制度の活用が期待される。

また、休日、夜間議会の開催、ケーブルテレビ、インターネット等の手段を用いた議会の審議状況の中継、審議記録の公表など審議の公開や議会に関する情報の積極的な広報を、さらに充実すべきである。

政務調査費については、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付するという制度の趣旨にかんがみ、住民への説明責任を果たす観点から、その使途の透明性を高めていくべきである。

このほか、会議録を電磁的記録により作成することも可能とすべきである。

○今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（第29次地方制度調査会・平成21年6月16日）

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(3) 議会活動の透明性と議会事務局等

① 議会活動の透明性

制度的な面だけでなく、実質的な面から議会の権能を高めていくためには、議会が、住民の意思を十分に反映し、充実した審議を行うことが重要である。

そのためには、議員を選出した住民においても、議会における議論の内容や議員の活動の実態等について、積極的に関心を持つことが期待される。

議会活動については、本会議のみならず、委員会等の活動も含め、住民にわかりやすいような形で情報公開に努めるべきである。この点については、議案に対する議員の賛否等の議論の経過や議案の情報について、インターネット等も活用して公開していくことが求められる。

●平成21年度「みんなのまちの計画」アンケート

	問4 あなたは、市議会が、市民の信頼に応じて活動していると思いますか。（1つに○）	件数	割合	参考：H20値	参考：H19値
1	大いに思う	14	3.1	2.2	5.3
2	少し思う	79	17.6	16.1	19.4
3	どちらともいえない	105	23.4	24.1	19.9
4	あまり思わない	68	15.2	20.0	21.8
5	思わない	108	24.1	22.6	20.1
6	わからない	61	13.6	13.6	12.6
-	無回答	13	2.9	1.5	1.0

（平成21年度伊勢市総合計画に係る住民実感等調査＜自治と行政のしくみ、産業＞集計表から抜粋）

【伊勢市議会の状況】

（議選の監査委員の任期）

- 伊勢市議会では、議選の監査委員の任期は1年とするのが慣例となっている。

（議員定数と報酬に対する意識改革）

○ 議員定数

法定上限数 34人

条例定数 28人

○ 議員報酬等

・議員報酬

議長 月額56万6,000円

副議長 月額50万8,000円

議員 月額45万円

・期末手当（6月と12月の年2回支給）

支給額＝（議員報酬月額＋議員報酬月額×20/100）×支給割合（※）

※支給割合：平成22年度 6月期 145/100 12月期 150/100

平成23年度以降 6月期 140/100 12月期 155/100

○ 政務調査費

交付対象 会派（所属議員が1人の場合を含む。）

交付額 月額3万円×所属議員数

交付方法等 毎年度4月に12箇月分を交付し、残額が生じた場合は返還

○ 費用弁償

支給対象 公務のため市外に出張した場合の旅費

※本会議、委員会、協議会等の会議への出席に対する費用弁償はない。

支給額 市長及び副市長の旅費と同じ。